

## 保育が必要であることを証明する書類

※該当する事由により提出する書類が異なりますので、下記の表をご確認のうえ、必要書類を提出してください。(保護者それぞれ1通)

就労 (会社等に勤務している方)	○勤務先からの就労証明書 ※就労状況に変更があった場合(育児休業、職場変更等)は、新たな就労証明書を提出してください。
就労 (農業、自営業、内職等の方)	○就労状況申立書
妊娠、出産	○母子健康手帳(分娩予定日を記載しているページ)の写し
保護者の疾病	○医師からの診断書
保護者の障がい	○身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、愛護(療育)手帳、国民年金の障害基礎年金の受給を証するものの写し
親族の介護、看護	○介護・看護申立書 ○医師からの診断書、介護保険被保険者証(要介護認定を受けたもの)の写し、施設利用状況を確認できるもの
求職活動	○求職活動状況を示す書類の写し (求職受付票「ハローワークカード」、面接通知、不採用通知等)
就学・職業訓練	○在学を証明する書類の写し

◎書類の不足、記載内容の不備及び虚偽記載がある場合は、利用給付認定ができませんので、十分に確認のうえ提出してください。